

香港公民代表會議 政策提言 第 01/2026 号

## 国境での「二重の処罰」

政治的訴追を受けた香港人に対する日本の入国管理の現状と、

G7「政治的訴追確認制度」の提案

香港公民代表會議 アジア太平洋事務委員会

香港開港一八六年十月二十四日（西暦二〇二六年十月二十四日）



オンライン版：<https://acrhk.org/?p=460>

## エグゼクティブ・サマリー

### 問題の所在

香港公民代表會議（以下「本会議」という。）は、**2024 年以降、2014 年以降**の香港の民主化運動又は香港国家安全維持法（国安法）に関連して訴追又は収監された香港人が、日本の国境で重大な支障に直面した事例を少なくとも 5 件記録している。

- **羽田空港（2026 年 6 月）**：「民主派 47 人」事件の刑期を終えた岑子杰（ジミー・シャム）氏が、約 20 時間の入国審査を受けた。
- **成田空港（2025 年・2026 年）**：国安法による刑期を終えて出所した 2 人が、それぞれ 1 時間未満、10 時間超留め置かれた。
- **関西国際空港（2024 年）**：2019 年の「暴動罪」事件の当事者が上陸申請の取下げを勧められ、取り下げて香港へ戻った。この人物は、それ以前に日本の別の空港では上陸を認められていた。
- **査証申請（2024 年）**：2019 年以前の事件で収監された当事者が、査証の申請と手数料の支払いを求められ、滞在期間は 3 週間に限られた。一般の香港人には、手数料なしで 90 日間の査証免除が認められている。

羽田・成田・関西の審査官には政治的訴追を認定する手続がなく、結果は空港や担当官によって異なる。平和的な政治活動に対する刑が一般の刑事記録と同列に扱われ、事実上の二度目の処罰が生じていると考えられる。

### 日本の法律は既に線引きを定めている

出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 4 号は、1 年以上の拘禁刑等に処せられた者の上陸を拒否する一方、「ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。」と定めている。現行制度に不足しているのは、審査カウンターに立つ前の段階でこの例外を当てはめる手続である。集誌社によれば、岑氏は審査官から 1 年を超えて服役した者は入国させない方針であると告げられたといい、現場では例外が考慮されていなかった可能性がうかがえる。

また日本は、2025 年 12 月の G7 外相声明において、香港当局に対し「このような訴追を停止し」と要請している（外務省仮訳）。

## 英国：制度ではなく、場当たりの解決

元立法會議員・元民主党主席で「民主派 47 人」事件の被告である胡志偉（ウー・チーワイ）氏は、2026 年 7 月、ヒースロー空港で約 10 時間留め置かれ、当初は退去させると告げられた。元立法會議員の李永達氏によれば、在香港英国総領事館には事前に通知がなされていた。それにもかかわらず、英国貴族院（上院）のアルトン卿を通じた働きかけを経て、内務省の閣僚が退去させないことを確認するまでに約 7 日を要した。一件ごとに議会の介入を要する救済では、今後順次出所する政治犯への対応は難しい。

## 提案：政治的訴追確認制度（PPVM）

1. **一度限りの確認：**申請者は、参加国のいずれの在外公館又はオンラインでも裁判関係書類を提出でき、当該国の当局が政治犯罪の例外に該当するか否かを判断する。
2. **証明の記録：**証明書は一定期間（例えば 5 年間）又は新たな有罪判決までのいずれか早い時点まで有効とし、出入国管理システムに記録する。証明を受けた者は、同じ旅券を持つ他の者と同じ条件（査証不要・手数料なし・旅券の預かりなし・滞在期間の短縮なし）で入国できる。
3. **電子渡航認証への引継ぎ：**証明は日本の JESTA（2028 年度導入予定）及び各国の同種制度に自動的に引き継ぎ、証明済みの有罪判決のみを理由とする搭乗拒否が生じないようにする。
4. **申請者の保護：**香港当局への記録請求を求めず、香港当局と情報を共有しない。香港域外から申請できるようにする。
5. **適用範囲と限界：**人身に対する暴力を伴う有罪判決は通常の審査の対象とする。香港及び中華人民共和国当局の公式数値では、有罪判決又は善行保証命令〔守行為〕を受けた者は約 2,800 人であり（実際の対象者はこれを下回る）、対象者数は限られている。
6. **G7 における相互承認：**G7 の一国が行った判断を、他の加盟国も受け入れる。

## 要請事項

- **日本**：本制度を創設し、証明を受けた者に対する査証の要求、手数料、旅券の預かり及び滞在期間の短縮をやめること。JESTA の導入前に、その取扱いを公表すること。
- **英国**：在外公館による事前通知を、英国 ETA を含め、法的効力を持つ正式な手続とすること。
- **G7**：2025 年 12 月の「このような訴追を停止し」との要請の具体化として、共通の例示リストと相互承認について合意すること。

本提言は、国境管理の権限を手放すよう求めるものではなく、各国の法律が既に定める区別を、明確な手続により適用するよう求めるものである。

法務大臣 殿

出入国在留管理庁長官 殿

外務大臣 殿

(写し) 英国内務大臣、英国外務・英連邦・開発大臣、その他 G7 各国政府

香港公民代表會議 (Assembly of Citizens' Representatives, Hong Kong。以下「本会議」という。) アジア太平洋事務委員会

## はじめに

本会議は、2024 年以降、2014 年以降の香港の民主化運動又は香港国家安全維持法（以下「国安法」という。）に関連して訴追又は収監された香港人が、日本の国境で重大な支障に直面した事例を少なくとも 5 件記録している。その内容は、成田空港及び羽田空港における 1 時間未満、10 時間超、約 20 時間の留め置きから、関西国際空港で上陸申請の取下げを勧められた事例、さらに一般の香港人であれば 90 日間の査証免除が認められるところ、査証の取得を求められ、滞在期間も 3 週間に限られた事例にまで及ぶ。

いずれの事例においても、正式な上陸拒否には至っていない。ただし、ある渡航者は、取り下げれば今後の申請に影響しない旨を告げられ（本人の記憶による）、申請を取り下げて香港へ戻っており、この人物はそれ以前に日本の別の空港では上陸を認められていた。これらの事例からは、市民的及び政治的権利の平和的な行使に対して科された刑が、日本の入国管理において一般の刑事記録と同列に扱われている状況がうかがえる。その結果、この種の訴追を非難してきた日本政府の下で、事実上の二度目の処罰が生じていると考えられる。

本会議が求める線引きは、既に日本の法律において定められている。出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第 5 条第 1 項第 4 号は、1 年以上の拘禁刑等に処せられたことのある者の上陸を拒否する一方、「ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。」と定めている。現行制度に不足しているのは、ある人物の刑がこの例外に該当することを、事前に、かつ一度で確認するための手続であるといえる。

本提言は、日本についてそのような手続を提案する。英国に対しては、胡志偉（ウー・チーワイ）氏の件を最終的に解決した場当たり的な政治的働きかけを、常設の手続に改めるよう求める。さら

に G7 各国政府に対し、日本の電子渡航認証制度（JESTA。2028 年度導入予定）を含む各国の電子渡航認証制度において、互いの確認結果を相互に承認するよう提案する。

本提言は、本会議が 2026 年 6 月に提出した要望書を発展させたものであり、次の三点でその範囲を広げる。第一に、対象を 2019 年以降に限らず 2014 年以降の訴追に広げる。第二に、査証手数料及び旅券の預かりの問題を取り上げる。第三に、他の民主主義諸国への 6 月の呼びかけを、G7 の相互承認という具体的な要請に改める。

## 1. 本会議が記録した日本における事例

公に報道されているのは事例 A のみであり、当事者本人も公の場でこれについて語っている。事例 B～E については、当事者及び香港に残る家族を保護するため、本会議が匿名化した。

| 時期・場所                         | 訴追の背景                                                          | 国境で起きたこと                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>A</b> 2026 年 6 月 16 日、羽田空港 | 岑子杰（ジミー・シャム）氏。国安法「民主派 47 人」事件（予備選事件）。2021 年 1 月逮捕、2025 年 5 月出所 | 約 <b>20 時間</b> の入国審査。産経新聞の報道（台湾・聯合報系の聯合新聞網による 2026 年 6 月 29 日の転電）によれば、審査官は、1 年以上の刑を受けているため特別審査が必要で、3～4 日かかる可能性があると言われ、徹して事情聴取を行った。同行した家族が先に入国し、本人は翌日正午頃にパスポートを返却され、所定の期日までに出国することを条件に入国を認められた。 |
| <b>B</b> 2025 年、成田空港          | 国安法事件。刑期を終え出所                                                  | <b>1 時間未満</b> の留め置き                                                                                                                                                                            |
| <b>C</b> 2026 年、成田空港          | 国安法事件。刑期を終え出所                                                  | <b>10 時間超</b> の留め置き                                                                                                                                                                            |
| <b>D</b> 2024 年、関西国際空港        | 「暴動罪」事件（2019 年）                                                | 入国審査官が、本人の記憶によれば、今後の申請に影響しないよう上陸申請を取り下げを勧めた。本人は申請を取り下げ、香港へ戻った。この人物は、 <b>それ以前に日本の別の空港では上陸を認められていた。</b>                                                                                          |
| <b>E</b> 2024 年、在日            | 2019 年以前の民主                                                    | 日本側の招へい者の招きによる短期訪問で、推薦状等も                                                                                                                                                                      |

| 時期・場所            | 訴迫の背景             | 国境で起きたこと                                                                                                                                                           |
|------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>外公館での査証申請</p> | <p>化運動関連事件で収監</p> | <p>備えていた。就労を目的としない短期訪問であり、通常は事前の申請を要しない。にもかかわらず査証の申請を求められ、裁判関係書類一式を提出し、査証手数料を支払い、審査期間中は旅券を預け、認められた滞在期間は<b>3週間</b>であった。一般の香港人には、手数料なしで<b>90日間</b>の査証免除が認められている。</p> |

岑氏は、現場の審査官の対応を専門的で配慮あるものだったと公に述べている。本会議も、個々の職員の対応を問題とするものではなく、課題は制度の設計にあると考えている。羽田、成田、関西のいずれの空港においても、審査官には政治的訴迫をそれとして認定するための手続が用意されておらず、渡航者は入国のたびに一から審査を受け、その結果も空港や担当官によって異なることとなる。事例 B と事例 C は、いずれも国安法による刑期を終えて出所した者であるが、同じ空港での留め置きはそれぞれ 1 時間未満と 10 時間超であった。また事例 D では、同一の人物が同一の記録のまま、日本のある空港では上陸を認められ、別の空港では申請の取下げを勧められており、こうした不整合が最も明確に表れている。

本件は日本の報道でも取り上げられている。まず産経新聞が 2026 年 6 月、岑氏が羽田空港で 20 時間を超える入国審査を受けたことを報じた（台湾の聯合新聞網及び香港の集誌社による 2026 年 6 月 29 日の転電）。出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）は同紙に対し、個別案件についての取材には応じられないと回答している。集誌社によれば、岑氏は審査官から、1 年を超えて服役した者は入国させない方針であり、審査には 3、4 日かかる可能性があると言われたという。この説明からは、入管法第 5 条第 1 項第 4 号ただし書の政治犯罪の例外が、現場では考慮されていなかった可能性がうかがえる。岑氏はまた、政治的な刑事記録を持つ者が在外公館で一度申告すれば、以後は査証免除で入国できる明確な制度の創設を日本側に求めており、これは本提言の内容とも一致する。その後、共同通信も 2026 年 10 月 24 日（土）配信の記事（東京新聞等が掲載）で、岑氏の「政治犯は一般の犯罪者と異なる。審査のやり方を改善してほしい」との訴えを報じた。同記事は、「有識者からは再発防止に向けて政治犯の処遇を議論するよう日本政府に促す声が出ている」と伝える一方、危機管理の専門家である公共政策調査会の板橋功研究センター長の「入管は岑氏の入国が外交問題に発展する可能性も検討する必要があったはずで、20 時間の足止めは妥当」との見方

も紹介している。もっとも、この見解は、本会議の問題意識とむしろ一致するものと考えられる。出所した政治犯の入国を認めることが外交上の問題を生じるか否かは、政府の政策判断に属する事項であり、所管の省庁が事前に一度で整理しておくことが望ましい。深夜の空港カウンターで審査に当たる個々の職員の判断に委ねることは、適切とはいえない。

さらに、負担の公平性の観点からも課題がある。香港特別行政区旅券又は英国海外市民（BNO）旅券を所持する一般の香港人は、手数料も旅券の預かりもなく、最長 90 日間、査証なしで日本に入国できる。事例 E の当事者は査証の手数料を支払い、審査期間中は旅券を手放し、他の人々が 90 日間認められるところを 3 週間しか認められなかった。その理由は、香港の民主化運動に起因する有罪判決、すなわち日本が G7 各国とともに香港に対してその停止を公に求めてきた種類の訴追のみであった。

## 2. 日本の法律自体が求めている「二度目の処罰」

日本の法律は政治犯罪をすでに例外としている。入管法第 5 条第 1 項第 4 号の 1 年以上の刑による上陸拒否事由には、「政治犯罪により刑に処せられた者」についての明文の例外がある。同じ区別は日本の法体系に一貫して見られる。

- 逃亡犯罪人引渡法第 2 条第 1 号及び第 2 号は、引渡犯罪が政治犯罪であるとき、又は引渡し  
の請求が政治犯罪について審判し若しくは刑罰を執行する目的でなされたものと認められる  
ときは、引渡しを禁じている。
- 入管法第 61 条の 8 第 3 項第 1 号は、外国の出入国管理当局に提供した情報を当該外国が政治  
犯罪の捜査等に使用することについて、入管庁長官が同意することを禁じている。
- 疑義が残る場合には、入管法第 12 条第 1 項第 3 号により、法務大臣は上陸を特別に許可す  
ることができる。

このように、日本には法的な概念自体は備わっている。不足しているのは、渡航者が審査カウンターに立つ前の段階で、その概念を当てはめるための手続である。

日本は国安法による訴追を非難している。日本時間 2025 年 12 月 18 日、日本は他の G7 外相及び EU 上級代表とともに、国安法に基づくジミー・ライ（黎智英）氏の訴追を非難した（「香港におけるジミー・ライ氏への判決に関する G7 外相声明」、外務省発表は令和 7 年 12 月 18 日）。同声明は

「表現及び意見の自由並びに報道の自由は香港基本法に明記されている」と指摘し、「我々は、香港当局に対し、このような訴追を停止し、ジミー・ライ氏を即時に釈放するよう要請する」と表明した（外務省仮訳）。「民主派 47 人」事件の訴追は同じ法律に基づくものであり、2014 年及び 2019 年の公安関連の訴追は、同声明が問題とする抑圧の対象である同じ民主化運動への参加を罰したものである。香港に対してこのような訴追の停止を求めながら、その訴追によって科された刑を日本自身の国境で疑いの根拠として扱うことは、一貫性を欠く。

この不利益は、当初の不正義をさらに重ねるものである。政治犯罪と一般犯罪の区別は、国際文書において確立している。世界人権宣言第 14 条第 2 項及び 1951 年の難民条約第 1 条 F(b)は、いずれも庇護に関する規定であって入国に関するものではないが、この区別を前提としている。問題となっている訴追は、集会、表現、結社及び予備選挙への参加を罰したものであり、これらは市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第 19 条、第 21 条、第 22 条及び第 25 条が保障する権利である。同規約は、香港基本法第 39 条及び香港人権法案条例（香港人権法案條例）を通じて香港に適用される。出所した政治犯が渡航のたびに長時間の審査、査証の要求又は短縮された滞在期間に直面するならば、当初の処罰がそのたびに繰り返されることになる。

### 3. 英国：制度ではなく、場当たりの解決

英国の事例は、この問題が日本に限られたものではないこと、また解決が可能であることを示唆している。

胡志偉（ウー・チーワイ）氏は、元立法會議員であり元民主党主席で、同じく「民主派 47 人」事件の被告である。同氏は 4 年 5 か月の刑期を終え、2026 年 6 月 30 日に出所した。2026 年 7 月 23 日頃、同氏はヒースロー空港で約 10 時間留め置かれ、当初は退去させると告げられた。最終的に入国を認められ、庇護を申請している。英国内務省は、本件は書類上の行政的な問題であり、香港における同氏の立場とは無関係であると説明した（香港フリープレス [HKFP]、2026 年 7 月 23 日）。

李永達（リー・ウィンタット）氏は、同じく元立法會議員であり元民主党主席で、本件の解決に向けた働きかけに直接関わった。同氏は公開の投稿（2026 年 7 月 29 日頃）で当事者としての経緯を明らかにしており、本会議はこれを証言として依拠する。

- 胡氏の渡航前に、在香港英国総領事館の高官に通知がなされ、同総領事館はヒースロー空港に連絡していた。

- それにもかかわらず、国境管理官の端末には警告が表示され、胡氏は長時間の事情聴取を受け、7 日間の退去命令が出された。
- 解決までには約 7 日を要した。在英香港人と対中政策に関する列国議会連盟 (IPAC) の関係者が英国貴族院 (上院) 議員のアルトン卿 (デービッド・アルトン。一代貴族のリバプールのアルトン男爵 [Baron Alton of Liverpool]、無所属 [クロスベンチ]) に連絡し、同卿が内務省の閣僚に本件を提起して初めて、同閣僚が胡氏を退去させないことを確認した。
- 李氏の見立てでは、総領事館の通知は助言にとどまり、指示としての効力を持たなかった。英国政府はこの点について見解を示していない。

本件から得られる示唆は、次のように整理できる。李氏の証言によれば、胡氏の渡航前に本件はすでに在香港英国総領事館に届いており、胡氏は元立法會議員かつ元党主席として、国安法事件の被告の中でも最も著名な一人であった。それにもかかわらず、ゲートでの判断は同氏に不利なものとなった。羽田における岑氏の場合と同様、結果を左右したのは現場の担当官の判断であり、その判断は当該担当官の属する政府自身が表明してきた立場とそぐわないものであった。このような結果は、外交上の代償を伴い得る。政府が政治的訴追を非難する一方で、訴追を受けた人々が自国の国境で足止めされる状況は、香港人及び国際社会における各国政府への信頼を損なうおそれがある。また、法的効力が定められていない在外公館からの事前通知は、胡氏の保護には結び付かなかった。最終的に同氏の入国を可能にしたのは、個人的なつながりと議会へのアクセスに依存し、1 週間を要した政治的な働きかけであった。「民主派 47 人」事件の被告をはじめとする政治犯は、2026 年から 2027 年にかけて順次出所する。一件ごとに議会の介入を必要とする救済の在り方では、これら全ての事例に対応することは困難である。

#### 4. 提案：政治的訴追確認制度 (PPVM)

本会議は、日本、英国及びその他の G7 各国政府が、それぞれ次の要素を備えた確認制度を設け、互いの確認結果を承認するよう提案する。

**4.1 対象。** 本制度は、香港の民主化運動及びその後の展開に関連して訴追、有罪判決又は収監を受けた香港人を対象とする。次のものを含む。

- 2014 年の雨傘運動

- 2016 年の旺角騒動（旺角騷亂）
- 2019 年の逃亡犯条例改正案反対運動
- 国安法（2020 年）、国家安全条例（23 条立法、維護國家安全條例、2024 年）及び植民地時代に制定された扇動罪に基づく訴追
- 政治的な事件に起因する公安関連の罪（「暴動罪」、不法集会罪及び関連する罪）

各国政府は、これらの事件及び罪名の例示リストを公表すべきである。これにより、渡航者と審査官が共通の参照基準を持つことができ、同時にリスト外の個別事案にも対応の余地が残る。

**4.2 確認及び証明。** 申請者は、参加国のいずれの大使館又は総領事館に対しても、又はオンラインで申請することができる。申請者は次の書類を提出する。

- 判決書又は判決理由書
- 起訴状
- 量刑理由
- 可能な場合には、実績のある市民社会団体又は法律家団体による支援書簡

在外公館は、所管の省庁（日本においては入管庁及び外務省）とともに、当該訴追が政治犯罪の例外に該当するか否かを判断する。肯定的な判断は証明書として交付され、出入国管理システムに記録される。これにより審査官は、説明のない有罪記録ではなく、政治犯罪であることが確認済みである旨の判断を目にすることになる。

**4.3 効果。** 証明を受けた者は、同じ旅券を所持する他の者と同じ条件で入国を認められる。

- 日本においては、香港特別行政区旅券又は BNO 旅券により、最長 90 日間の査証免除による入国
- 査証の要求、手数料、旅券の預かり及び滞在期間の短縮のいずれもないこと

本制度の整備が完了するまでの間に査証が必要となる場合には、手数料を免除し、迅速に、かつ標準の滞在期間で発給すべきである。

**4.4 有効期間。** 事案そのものの確認は、本会議の 2026 年 6 月の要望書のとおり一度限りとする。交付される証明書は、一定の期間（例えば 5 年間）又は新たな有罪判決を受けるまでのいずれか早い

時点まで有効とする。更新は、状況に変化がない旨の申告のみによって、無料で、事案を改めて審査することなく行う。全面的な再審査は、新たな記録が生じた場合に限る。

#### 4.5 電子渡航認証制度。

- 2026 年の入管法改正により創設され、2028 年度に導入が予定される日本の JESTA は、査証免除の対象となる渡航者を出発前に審査し、認証を有しない者について運送業者に搭乗拒否を義務付ける。保護措置がなければ、政治犯は国外の出発ゲートで、審査官もおらず説明の機会もないまま、渡航を阻まれるおそれがある。
- したがって、証明は JESTA に自動的に引き継がれ、証明済みの有罪判決のみを理由として認証が拒否されることが決してないようにしなければならない。
- 同じことは、英国の ETA、米国の ESTA、カナダの eTA、オーストラリアの ETA、欧州連合の ETIAS 及び大韓民国の K-ETA にも当てはまる。

#### 4.6 申請者の保護。

- 申請者に対し、香港警察その他の香港特別行政区当局から記録を取り寄せるよう求めてはならない。そのような要求自体が、本人及び家族を危険にさらす。
- 提出された情報は、香港特別行政区当局又は中華人民共和国当局と共有してはならない。日本の法律は、外国当局に提供する情報について、すでにこの原則を定めている（入管法第 61 条の 8 第 3 項第 1 号）。
- 香港域内の在外公館を訪れることなく、香港域外から申請できるようにすべきである。

#### 4.7 本制度の適用範囲と限界。

- 本制度は、政治犯罪の例外を自動的に適用するものではない。各事案は、申請者が提出する書類に基づき、参加国自身の当局が、当該国の法律の解釈に従って判断する。例示リストは推定を生じさせるにとどまり、結論を決めるものではない。
- 人身に対する暴力を伴う有罪判決は、裁判所が人身への暴力を認定した「暴動罪」の有罪判決を含め、通常の審査の対象であり続ける。本制度が対象とするのは、集会、表現、結社又は選挙への参加を罰した訴追である。

- 行政上の負担は限定的である。証明書一通により、入国のたびに繰り返される長時間の審査が不要となる。香港及び中華人民共和国の当局が公表した公式の数値から、その規模を示している（次表）。

影響を受ける可能性のある人数の規模（公式又は政府が引用した数値）

| 運動・法律       | 有罪判決その他の法的責任                              |                                                          |
|-------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
|             | を負った者                                     | 基準日・出典                                                   |
| 2014 年 雨傘運動 | 169 人（有罪 127 人、善行保証命令〔守行為、bind over〕42 人） | 2021 年 7 月 31 日現在。香港特別行政区政府、立法会答弁 LCQ17（2021 年 9 月 29 日） |
| 2016 年 旺角騒動 | 36 人（全員有罪）                                | 2021 年 7 月 31 日現在。同上                                     |
| 2019 年の運動   | 2,422 人                                   | 2025 年 4 月末現在。警察の数値（香港 01、2026 年 3 月 15 日報道）             |
| 2020 年 国安法  | 有罪 180 人                                  | 2026 年 4 月上旬現在。中華人民共和国国家安全部（中国日報香港版、2026 年 6 月 30 日報道）   |
| 概数（合計）      | 約 2,800 人                                 | 上記各行の合計                                                  |

これらの数値は、影響を受ける人数を多めに見積もったものである。善行保証命令（有罪判決によらず、一定期間の平穏と善行を誓約させ、違反した場合に保証金を没収する裁判所の命令。香港では「守行為」と呼ばれる）や非拘禁刑を受けた者を含み、また一人が複数の行に含まれ得るため、区分が重複している可能性がある。香港当局は、収監された者の総数を一括して公表していない。2024 年の国家安全条例に基づく訴追や、未決の 2019 年関連事件は、さらにこの数に加わる。それでも、対象となる人数は数千人程度にとどまり、当局自身が数値を公表していることから、その規模は把握可能である。

#### 4.8 G7 における相互承認。

- G7 の一国が行った判断は、他の加盟国において有力な根拠として受け入れられるべきである。そのために、共通の例示リストと、各国外務省における連絡窓口を設ける。

- 英国については特に、李氏が述べる在外公館による事前通知を、法的効力が定められた正式な手続とすべきである。証明を受けた者について総領事館が通知した場合には、単なる警告ではなく、内務省のシステム上の指示が生じるようにすべきである。

## 5. 要請事項

1. **日本**：第 4 節に述べる政治的訴追確認制度（PPVM）を創設すること。同制度を通じて入管法第 5 条第 1 項第 4 号の既存の政治犯罪の例外を適用し、証明を受けた者に対する査証の要求、手数料、旅券の預かり及び滞在期間の短縮をやめること。
2. **日本**：JESTA の導入前に、証明を受けた者が JESTA の下でどのように扱われるかを公表し、証明済みの政治的有罪判決のみを理由として認証又は搭乗が拒否されることのないよう保証すること。
3. **英国**：胡氏の件の場当たりの解決を、法的効力が定められた常設の手続に改め、英国 ETA にも同様に適用すること。
4. **G7**：2025 年 12 月の声明を踏まえ、共通の例示リストと確認結果の相互承認について合意すること。これを、香港当局に対し「このような訴追を停止し」と要請した G7 自身の呼びかけの実践的な具体化と位置付けること。
5. **全ての関係国**：事例 A～E 及び同様の事例を検証し、当事者が今後の渡航において不利益を受けないようにすること。本会議は、事例 B～E の詳細を、当事者本人の同意がある場合に限り、秘匿された経路を通じてのみ提供する。香港特別行政区当局に伝わり得る形で提供することは一切ない。

本会議の立場は、これらの訴追は不当であり、収監された人々は本来収監されるべきではなかったというものであり、この立場に変わりはない。本提言は、日本その他の国に対し、国境管理の権限を手放すよう求めるものではない。各国の法律がすでに定めている区別を、明確な手続を通じて適用するよう求めるものである。

香港公民代表會議について：香港公民代表會議は、香港人による市民の代表会議である。そのアジア太平洋事務委員会が、日本及び地域における本会議の提言活動を担っている。

以上

## 香港公民代表會議

アジア太平洋事務委員会 委員長 サム・イップ (Sam Yip、元香港区議会議員)

Assembly of Citizens' Representatives, Hong Kong

香港開港一八六年十月二十四日

(西暦二〇二六年十月二十四日)

メール: [acrhk@proton.me](mailto:acrhk@proton.me)